

アフターケア制度の新設が望まれるもの

1 胸部臓器の障害

① 呼吸器

2 腹部臓器の障害

① 消化器の損傷等による消化吸収障害、ダンピング症候群及び逆流性食道炎

② ストマの造設

③ 腹部臓器の損傷後の腸管癒着

④ 排便機能障害

3 泌尿器・生殖器の障害

① 腎機能障害

アフターケア制度の拡充が望まれるもの

1 胸部臓器の障害

- ① 植込み型ペースメーカ及び植込み型除細動器を植え込んだもの
- ② 人工弁に置換したもの
- ③ 心臓外傷の弁損傷
- ④ 心臓外傷の心膜病変

2 泌尿器・生殖器

- ① 尿路変更術

療養（補償）給付からアフターケアへの流れ

療養（補償）給付の支給（労働者が業務上又は通勤災害による傷病に罹患した場合）
症状改善のための根治治療を実施する。

- 対象傷病 全ての傷病
- 給付範囲 療養の効果（身体機能の回復）が医学上一般に認められるもの
（試験的又は研究的過程にあるものを除く。）



治ゆ（症状固定）

治療効果が認められず、症状が安定している
（治療をやめても症状が悪化しない）

療養（補償）給付の支給（継続）

治療効果が認められ、症状が安定
していない（改善又は悪化する）



（後遺障害あり） （後遺障害なし）



障害等級の認定

※（後遺症状の動揺、後遺障害に不随する疾病の発症のおそれがあるもの）



アフターケアの支給

後遺症状の動揺防止、後遺障害に付随する疾病の発症防止の
ための対症療法を実施する。（治ゆ時の症状の保持、悪化の
防止）

- 対象傷病 慢性肝炎、虚血性心疾患等の18傷病に限定
- 措置範囲 1か月に1回程度の診察及び保健指導その他検査
等、対象傷病ごとに限定

※（後遺症状が悪化したもの）



療養（補償）給付の支給（再発）